

指定予定者の選定結果について

担当課：都市活力部 産業振興室 文化振興課

施設名
伊丹市立文化会館・伊丹市立演劇ホール・伊丹市立音楽ホール 伊丹市立美術館・伊丹市立工芸センター・伊丹市立伊丹郷町館
所在地：伊丹市宮ノ前1丁目1番3号 他

上記施設では、現指定管理者の指定期間が平成31(2019)年3月31日に満了することに伴い、次期指定管理者となる団体（指定予定者）の選定を行いました。

選定結果の概要は、以下のとおりです。

選定団体（指定予定者）	
名称	公益財団法人 いたみ文化・スポーツ財団
代表者	代表理事 川村 貴清
所在地	伊丹市宮ノ前1丁目1番3号
指定期間（予定）	
平成31（2019）年4月1日から2022（平成34）年3月31日まで（3年間）	
※ 理由：みやのまえ文化の郷再整備事業による施設の大規模改修に伴い、2022（平成34）年度から施設の形態が変わる予定のため	
選定方法（公募・非公募の別）	
非公募	
選定理由	
<p>公益財団法人 いたみ文化・スポーツ財団は平成4年に「市民に質の高い文化と学習の機会を提供することにより、地域の文化及び生涯学習の振興に寄与することを目的とする」事として設立された団体であり、当該6施設を始めとする市内文化、生涯学習施設の指定管理を行ってきました。</p> <p>当該財団は、その間、伊丹市総合計画の基本理念に沿って、6施設各館の特色のある良質な事業を展開し、また6館一体管理を行うことを活かして各館を連携させた事業や、市民・地域との協働した多種多様で魅力のある連携事業を展開しており、また学校や各種文化団体とも連携し、次世代を担う子どもたちが質の高い芸術文化に触れる機会を提供するなど、市の文化行政施策の一翼を担うことはもとより、生涯学習事業や中心市街地のにぎわいづくり、伊丹の魅力のあるまちづくり等にも寄与していることから、「伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項第2号」並びに「伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する事務処理要領」中の「公募による指定管理者の指定の例外②」に定めている「指定管理施設の事業を特定の施策と一体的に推進するため、特定の団体を指定する必要があると認められる場合」の規定に基づき非公募（特定指定）により指定するものとする。</p>	

指定予定者として選定された団体につきましては、市議会での議決を経て、正式に指定管理者として指定します。